

大阪府 子ども食費 支援事業



大阪府広報担当
副知事もずやん



大阪府子ども食費支援事業を始めます！

物価高騰の影響が長期化している中、特に食料品の高騰により家計負担が増大しており、とりわけ子育て世帯においては、家計に占める食費の割合が大きく、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府のすべての子どもたちに、米またはその他食料品を給付いたします。

対象要件

申請日において大阪府に在住しており(令和5年4月1日以降に転入した者を除く)次のいずれかに該当する者。

① 18歳以下の子ども
(平成16年4月2日以降に生まれた者)

② 妊娠している者
(令和5年3月31日までに妊娠している証明(母子健康手帳等)が必要)

給付までの流れ

インターネットによる申請

※申請手続者は保護者等

大阪府にて
申請内容の審査

給付決定後、
給付物品受取サイト
から申込

※お米PAYおおさか(お米クーポン)
またはその他食料品のいずれかを選択

お米PAYおおさか
(お米クーポン)または
その他食料品の給付

下記インターネット特設サイトを確認のうえお手続きください。

<https://osaka-kodomoshien.com>



申請・申込期間

- ◆ **申請受付期間** 令和5年3月22日(水)9:00 から 6月30日(金)23:59 まで
※郵送の場合は、当日消印有効
- ◆ **給付物品の申込期限および「お米PAYおおさか(お米クーポン)」の使用期限**
令和5年8月31日(木)まで ※期日までに申込がなかった場合は、申込辞退とみなします。

お問い合わせ

大阪府子ども食費支援事業コールセンター

TEL:0120-479-208

【開設時間】 平日 9:00~18:00(土日祝日除く)

※オンライン申請に対応できない場合は、左記コールセンターまでご連絡ください。



大阪府子ども食費支援事業申込案内

物価高騰の影響が長期化している中、特に食料品の高騰により家計負担が増大しており、とりわけ子育て世帯においては、家計に占める食費の割合が大きく、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府のすべての子どもたちに、米またはその他食料品を給付いたします。

◆ **申請受付期間** 令和5年3月22日(水)9:00 から 6月30日(金)23:59 まで

※郵送の場合は、当日消印有効

◆ **給付物品の申込期限** 令和5年8月31日(木)まで

※「お米PAYおおさか(お米クーポン)」を各店舗で使用できる期限も令和5年8月31日(木)までとなります。
※期日までに申込みがなかった場合は、申込辞退とみなします。

<p>給付物品</p>	<p>A「お米PAYおおさか(お米クーポン)」またはB「その他食料品(食料品選択ページからお米または食料品を選択)」</p> <p>※いずれも税込5,000円相当分(送料を含む) ※お米PAYおおさか(お米クーポン)を使用できる対象は、白米、玄米、発芽米等の米(米の調理品、雑穀米は除く)に限ります。</p>	
<p>給付対象者の要件</p>	<p>① 18歳以下の子ども</p> <p>平成16年4月2日以降に生まれた者</p>	<p>② 妊婦</p> <p>申請日において妊娠している者 ただし、令和5年3月31日までに妊娠している証明(母子健康手帳等)が必要</p>
<p>申請手続を行う者</p>	<p>申請手続は原則「保護者(※)」が行う(給付対象者自身が世帯主の場合のみ本人が申請)</p> <p>※「保護者」とは…父母、養父母、未成年後見人、施設長、里親、小規模住宅型児童養育事業養育者、その他対象者と同居する世帯主であって、子どもを現に監護する者</p> <p>申請手続は「妊婦本人」が行う</p>	
<p>申請の流れ</p>	<p>① 下記インターネット特設サイトの内容をご確認のうえ、お申込みください。(令和5年6月30日まで) https://osaka-kodomoshien.com</p> <p>② 大阪府が申請内容について審査を行います。(申請内容に不備がある場合は個別にご連絡します)</p> <p>③ 審査の結果について、あらかじめ登録していただいたメールアドレスにお知らせします。</p> <p>④ 給付決定された方へ給付物品の申込方法をお知らせしますので、案内に従ってお手続きください。(令和5年8月31日まで(※)) ※「お米PAYおおさか(お米クーポン)」の使用期限も同日までです。</p> <p>⑤ 【給付物品受取サイトにてAを選択の場合】チャージコードが記載されたメールを送付します。region PAYアプリ内にて、お米PAYおおさか(お米クーポン)にチャージし、取扱店舗にて使用していただけます。</p> <p>【給付物品受取サイトにてBを選択の場合】サイトにてお選びいただいた給付物品を送付します。</p>	
<p>本人確認書類</p>	<p>【給付対象者と申請手続を行う者のそれぞれの本人確認書類が必要】</p> <p>マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、健康保険・国民健康保険または船員保険等の被保険者証、共済組合証、生活保護受給者証、住民票(世帯主、続柄記載でマイナンバー非記載のもの・世帯主申請の場合は必須)、里親等証明書(里親等は上記の他必須)、母子健康手帳等</p>	



申請にあたっての注意事項

- ・申請は原則インターネットで受け付けます。
- ・申請は、対象者1人につき1回です。
- ・令和5年4月1日以降に他府県から転入した子どもは、対象者ではありません。
- ・②の妊婦として給付決定した者が出産した子どもは、対象者ではありません。
- ・給付物品は原則**対象者の住所**へ送付いたします。
- ・給付物品の申込期限までに申込みがなかった場合は、申込みを辞退したものと取り扱います。
- ・給付決定後に要件を満たしていないことが判明した場合は給付決定を取り消します。

本事業に関するお問い合わせ先

大阪府子ども食費支援事業コールセンター

TEL:0120-479-208

【開設時間】 平日 9:00~18:00(土日祝日除く)
※オンライン申請に対応できない場合は、左記コールセンターまでご連絡ください。

